

山口県報

令和7年
9月30日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(萩市) (森林整備課) 一
保安林の指定(下関市) (森林整備課) 一
- 公告
契約の締結(デジタル・ガバメント推進課) 二
建築士の免許の取消し(建築指導課) 二
- 公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則 二
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 三
- 公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施 四
- 企業局告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 五



山口県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字土地河内西平一〇五九七の二、字火ノ迫一一〇九五の四、字西中ノ作一一一〇四、一一一〇五、一一一〇七から一一一一一まで、字正人原一一一一二

二 指定の目的

水源の涵養
指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年九月三十日

一 保安林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字川平一二三六八の一、字天狗松一二三八二の一、字小原一二三八三の一、字長羽山一二三八三の二、字三左ガマ一二三八二の一

二 指定の目的

水源の涵養
指定実施要件

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

山口県知事 村岡 嗣 政

(一〇) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(一一二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

給与システム開発及び運用保守業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年八月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町一七番一〇号

六 落札金額

九億四千五百七十三万六千六百円

七 入札公告日

令和七年六月三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(一二三) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和七年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
岡田 学	二級建築士	第七八一〇号	令和七、九、二二	死亡



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「運転免許証更新申請書」を「運転免許証等更新申請書」に改め、「（警察署の下部機構を経由して提出する場合を除く。）」を削り、「運転免許取消申請書」の下に「（法第百四条の四第一項後段の申出をする場合を除く。）」を加え、同条第七項中「、山口県警察本部交通部運転免許課長」の下に「、山口県岩国警察署長又は山口県下関警察署長」を加える。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の表第六六条の四第一項第一号・第三号の項中「第106条の4第一項第一号・第三号」を「第106条の4第一項」及び「失効」を「失効、効力の停止」に改め、同表第八八条の二第一項第十一号の項中「山口県総合交通センター」を「本都交通部運転免許課」に改める。

別表第一の九十四の表第五条第一項・第二項〔準用〕第十七条第一項の項の前に次のように加える。

第3条	主宰者の指名
第4条第2項	新たな主宰者の指名

別表第二の三十の表第九十三条第二項の項の次に次のように加える。

第93条の3の規定により読み替えて適用する第93条第2項	運転免許の条件の免許情報記録個人番号カードへの記録
------------------------------	---------------------------

別表第二の三十の表第九十四条第一項の項の次に次のように加える。

第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出の受理
---------------------------------	--------------------

別表第二の三十の表第九十四条第二項の項の次に次のように加える。

第95条の2第1項・第5項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請の受理
第95条の2第3項	特定免許情報の記録

第95条の2第4項、第106条の3第1項	返納に係る運転免許証の受領
第95条の2第6項、第101条の4の2第2項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請に併せて行う運転免許証の交付を希望しない旨の届出の受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消
第95条の2第11項	運転免許証の交付の申請の受理

別表第二の三十の表第一百一条の二第四項の項の次に次のように加える。

第101条の4の2第1項	更新時の運転免許証の交付
第101条の4の2第3項	更新時の免許情報記録の書換え
第107条の規定により読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新をした旨を証する書面の交付

別表第二の三十の表第一百五十五条の二第二項の項の次に次のように加える。

第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録
第106条の3第2項	運転免許証の返納時における他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付
第106条の4第1項	運転免許の取消し若しくは失効、効力の停止又は免許情報記録の有効期間の満了時における免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許を取り消された者がお他の種類の免許を受けている場合における他の種類の運転免許に係る免許情報記録への書換え

別表第二の三十の表第八八条の二第一項第十一号の項中「山口県総合交通センター」を「本都交通部運転免許課」に改める。

別表第二の三十一の表第三十条の十第一項の項中「(運転経歴証明書のみを有する者の届出に限る。)」を削ぎ、同表第三十条の十二第一項の項中「第30条の12第1項」を「第30条の12」に改め、同表に次のように加える。

第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所、氏名又は生年月日の変更届出の受理
第30条の16	運転経歴情報の抹消

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第二の三十の表第八条の二第一項第十一号の項の改正規定は、同年九月三十日から施行する。

山口県公安委員会告示第四十二号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和七年九月三十日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
 - (一) 種別及び級
 - 級) 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（二級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
 - 級) 定員 三十人
 - 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 令和七年十一月十日（月曜日）の午前九時から正午まで
 - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
 - 三 審査の対象者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
 - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
 - (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）
 - 四 審査の方法
 - 学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
(二) 添付書類

- 1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）
- 3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

- (一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。



山口県企業局告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、厚東川工業用水道改良事業送水管撤去(厚東川水路橋)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年九月三十日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

- 一 厚東川工業用水道改良事業送水管撤去(厚東川水路橋)工事
- (一) 工事場所 宇部市大字吉見字地主平から同市大字車地字天附までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
水路 橋 撤 去 工	一式
仮設工(仮棧橋) 設置撤去工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和七年九月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(二)の土木一式工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。))を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年九月三十日から同年十月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十一月二十五日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県企業局厚東川工業用水道事務所(電話〇八三六一四一一〇〇)にすること。

令和七年九月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁